1月分 No.2

件 名	「親子交流」への表記変更について
受付日	令和6年1月9日
ご意見・ご提案 の概要	現在審議されている法制審議会では「面会交流」という表記は「親子交流」へ変更されている。また、こども家庭庁の実施要項等においても同様に変更されており、法務省や厚生労働省でも表記の見直しが行われている県のホームページ等を見たところ、現状では「面会交流」という表現が散見されるため、「親子交流」あるいは「親子交流(面会交流)」という表記に変更することを検討いただきたい。
県の考え方	頂いたご意見を踏まえ、「面会交流」の表記のある ものについては、順次「親子交流」の表記に変更して まいります。
担当課	子ども・女性局 子ども家庭課